

農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和7年3月18日

公益財団法人群馬県農業公社
理事長 横室 光良

農用地利用集積等促進計画(案) (館林市)

所 在					面積(m ²)	終期
市町村名	大字又は町	字	地番	地区名		
館林市	赤生田町	山田	713-1	全域	297	R16.5.31

◎意見聴取期間

令和7年3月18日(火) から 令和7年3月24日(月)